

ビザの最新情報
TRAによる技術査定の審査基準変更

Trades Recognition Australia (TRA) は技術独立永住ビザの申請前に、申請者の指名専門職業において技術を査定する移民局指定の団体の一つです。この TRA が 2005 年 2 月に認められているオーストラリアの資格のみを保持する申請者に対する審査基準の変更を発表しました。その内容は下記のとおりです。

「2005 年 7 月 1 日以降に技術査定を申請するものは、少なくとも AQF サートIFICATE III レベル以上のコース修了に加えて、期間中における 900 時間以上の修了したコースに直接的に関連し、適格な監督者の指導のもとで積み上げた実務経験を必要条件とする。」

更に、これらの実務経験は法律で定められている適当な報酬を受給し、税務局などの政府機関で検証可能な給与明細書又はグループ・サートIFICATE で証拠付けられなくてはなりません。

今回の変更はオーストラリアの教育機関で取得された技術や資格(少なくとも AQF サートIFICATE III レベル以上)を対象としており、影響を受ける職業は主に Cook、Dental Technician、Hairdresser、Motor Mechanic、Pastrycook、Refrigeration and Airconditioning Mechanics などがあります。

この変更に伴い、900 時間の実務経験という条件にどの様に対応していくかが重要となってきます。方法の一案としては、学生ビザ保持者の場合、週最大 20 時間のパートタイムの就労が認められており、学校が休みの間にはフルタイムでの就労が可能ですので、その範囲内で勉強中の技術や資格に直接的に関する仕事をすることが考えられます。その際には、既述の 900 時間の実務経験の証明書類を提出する必要があるという点に注意して下さい。技術査定の際に雇用主からの正式な証明書が必要になる為、仕事を始める前に雇用主に対してその旨を伝え、書類を提出して貰える雇用主を選ぶ必要があります。

効率良く直接的な関連分野で働く事ができれば、9-10 ヶ月で 900 時間の実務経験が積めると予想されます。TRA の管轄する専門職業で 2005 年 7 月 1 日以降の技術査定の申請を考えていらっしゃる方は、TRA の動向に十分に注意して申請の準備を進めて下さい。

移民法は頻繁に変更となりますので、(株)日本ブレン・センター・オーストラリアまで日本語でお問い合わせください。電話+61-2 9222-9388、E-Mail visa2@nbca.com.au インターネット上のビザ情報も <http://www.nbca.com.au> でご参照ください。